

## 宗像地区消防本部からのお知らせ

# 住宅用火災警報器を無償で配布します



住宅用火災警報器は、平成21年6月1日からすべての住宅に設置することが義務となっています。

宗像地区消防本部では、住宅火災からの逃げ遅れを「0(ゼロ)」とするために、住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置促進に取り組んでいます。

今年、当消防本部設立50周年にあたり、宗像地区防災協会様より住警器(422個)の寄贈を受けました。そこで、住宅火災で逃げ遅れが多い高齢者(65歳以上)が居住している世帯を対象に住警器の無償配布を行います。

住警器の配布を希望される方は、次の項目を確認いただき応募してください。なお、応募多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。

### ☆応募要件☆

宗像市、福津市内の一戸建ての住宅(借家は対象外)

**65歳以上**の方が居住している世帯。

当選したら必ず設置すること。

設置が必要な場所は、  
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



### ☆応募期間☆

令和6年11月1日(金)~令和6年11月30日(土)

### ☆応募方法☆

住宅用火災警報器応募申請書(消防本部予防課窓口で受取もしくは消防本部ホームページからダウンロードできます)に記入の上、郵送又はメールで下記宛先に提出する。

↓提出先(問い合わせ先)↓

〒811-3431 宗像市田熊5丁目1番3号

宗像地区消防本部予防課 TEL0940-36-3080

Mail:jyukeiki@munakata119.jp

住警器設置で  
安全な暮らし

